

京都市告示第229号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定したので，法第20条第1項の規定により次のとおり告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成21年8月21日

京都市長 門川大作

1 地区計画の名称

洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市西京区大原野東境谷町一丁目，大原野東境谷町二丁目及び  
大原野東境谷町三丁目の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）